議案第１６３号

上越市ミュゼ雪小町条例の一部改正について

上越市ミュゼ雪小町条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市ミュゼ雪小町条例の一部を改正する条例

上越市ミュゼ雪小町条例（平成２５年上越市条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表⑴の表ギャラリーＡの項中「４８０円」を「５８０円」に改め、同表⑴の表ギャラリーＢの項中「４５０円」を「５４０円」に改め、同表⑴の表ギャラリーＣの項中「４２０円」を「５１０円」に改め、同表⑴の表多目的室１の項中「４４０円」を「５３０円」に改め、同表⑴の表多目的室２の項中「３８０円」を「４６０円」に改め、同表⑴の表屋内共有スペースの項中「２９０円」を「３５０円」に改め、同表⑵の表ギャラリーＡ・Ｂ・Ｃ可動式パネルの項中「２４０円」を「２５０円」に改め、同表⑵の表ギャラリーＣ展示ケースの項中「１４０円」を「１５０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表の規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。